

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例（昭和五十年十二月文京区条例第六十五号）新旧対照表

| 改正後（案）   | 現行   |
|--|--|
| <p>○文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十年十二月八日<br/>文京区条例第六十五号</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、優れた自然環境の中で、区立学校の児童・生徒の移動教室_____を行い、その心身の健全な育成を図るとともに、区民の健康及び余暇活動を促進するため、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園（以下「学園」という。）を設置し、その管理運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条～第五条 （略）</p> <p>（使用等）</p> <p>第六条 学園は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。</p> <p>一 区立学校が児童・生徒の移動教室_____のため、学園を使用する場合</p> <p>二 <u>区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成員の過半数</u></p> | <p>○文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十年十二月八日<br/>文京区条例第六十五号</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、優れた自然環境の中で、区立学校の児童・生徒の移動教室<u>及び林間学校</u>を行い、その心身の健全な育成を図るとともに、区民の健康及び余暇活動を促進するため、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園（以下「学園」という。）を設置し、その管理運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条～第五条 （略）</p> <p>（使用等）</p> <p>第六条 学園は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。</p> <p>一 区立学校が児童・生徒の移動教室<u>及び林間学校</u>のため、学園を使用する場合</p> <p>二 <u>区民又は区の区域内に住所を有する事業所に勤務する者</u></p> |

を占める団体が社会教育活動又はスポーツ活動を行うため、十人以上で学園を使用する場合

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち、区立学校以外の小学校及び中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）が第一号と同様の理由により学園を使用する場合

四 前三号のほか、委員会が適当であると認めた場合

第七条～第十七条（略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二号の改正規定は、令和九年一月一日から施行する。

\_\_\_\_\_が社会教育活動又はスポーツ活動を行うため、十人以上で学園を使用する場合

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち、区立学校以外の小学校及び中学校\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が第一号と同様の理由により学園を使用する場合

四 前三号のほか、委員会が適当であると認めた場合

第七条～第十七条（略）

（新 設）